

平成26年第2回（2月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年2月10日(月)  
開 会 10時00分 閉 会 10時47分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
	矢頭 道雄
	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 岡 万寿夫 土屋 豊一

4. 付議事項

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について  
議案第4号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について  
議案第5号 平成26年度吉富町耕耘料等利用料の承認について  
報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 大塚 和己、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成26年第2回総会を開催いたします。本日は岡委員、土屋委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さん、お忙しい中また寒い中ご出席いただきまして、有難うございます。立春とは名ばかりの寒い日が続いておりますが、皆さんお身体に気をつけられてください。 それでは、ただいまから平成26年第2回2月の総会を開催いた

事務局	<p>します。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には豊田委員、石丸委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回2箇所の案件のようです。このうち1件につきましては、〇〇委員に関する事案となりますので農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。（〇〇委員退室後）</p> <p>それでは事務局より逐次説明をお願いします。</p> <p>「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は譲渡契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地: 吉富町大字幸子462番 畑 281㎡  譲受人: 吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 K. M  譲渡人: 田川市大黒町〇〇番〇〇号 Z. K  （他議案内容朗読及びP1からP6説明）</p> <p>この案件は、12月の委員会で5条の取り下げ申請があった案件です</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特に本件申請者の農地所得後の経営面積は45,273㎡となり吉富町農地下限面積の30a以上の保有となり、農地は適正に耕作されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の瀬口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
瀬口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございまして、この審査判定基準についてなんら問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>瀬口委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第2号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>それでは、議案第2号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>では、議事参与の制限により、退室をお願いしておりました〇〇委員には入室、着席をお願いします。（〇〇委員着席後）</p>
事務局	<p>続きまして、議案2号-2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>次に番号2の説明です。この案件は譲渡契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p>

	<p>申請農地: 吉富町大字小祝630番1 畑 402㎡  吉富町大字小祝687番1 田 1,725㎡  合計 2,127㎡</p> <p>譲受人: 吉富町大字小祝〇〇〇番地〇 K. S・S  譲渡人: 北九州八幡西区星和町〇〇番〇号 K. S</p> <p>(他議案内容朗読及びP1、P7からP14説明)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特に本件申請者の農地所得後の経営面積は3,597㎡となり吉富町農地下限面積の30a以上の保有となり、農地は適正に耕作されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の若山委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
若山委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございまして、この審査判定基準についてなんら問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>若山委員並びに事務局より説明がありました。  ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませぬようでしたら、議案第2号-2については承認することにご異議はございませぬか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第2号-2に関しては承認することと決めます。これにより「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」2箇所とも承認することとします。</p>
	<p>それでは、次の議事に入ります。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>それでは、15ページをご覧ください。この案件は、この農地を息子さんへ使用貸借権設定の伴う転用です。</p> <p>申請農地: 吉富町大字小犬丸498番地3 田 296㎡  譲渡人: 吉富町大字小犬丸〇〇〇番地〇 U. Y  譲受人: 吉富町大字小犬丸〇〇〇番地〇 S. M  転用理由: 一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 117.19㎡  駐車場 36㎡</p> <p>(議案内容朗読及びP16からP22説明)</p> <p>平成25年9月の農振除外会議で除外申請(宅地転用)がなされ、平成25年12月に県よりの許可が下りている案件です。</p> <p>農地区分については、農用地区域からの除外については、2以上</p>

	<p>の水管（水道・下水道）等の埋設道路に接し、かつ、500m以内に2以上の教育、医療施設等がある農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木委員	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
守口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。田んぼの一部を息子さんの宅地転用する計画です。排水については、公共下水道で処理するということですし、問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>守口委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第3号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」承認することとします。 つづいて「議案第4号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第4号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」ですが、これは、5条申請に向けての除外申請2件が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。 24ページをお開きください。先ず番号1です。 土地の所在：吉富町大字楡生177番1 田 1, 404㎡ 計画変更の目的：建売住宅6棟建設 （他資料内容朗読説明） 当地は平成24年9月に除外申請があった案件で、県より不許可だった事案ですが、平成25年10月に県より農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正により今回再度除外申請があった案件です。本委員会では「第2種農地要件：農用区域からの除外については、周囲は住宅化が進み、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地」であり、転用やむなしの意見をつけている地区です。 再度24ページをお開きください。番号2です。 土地の所在：吉富町大字今吉369番1 田 387㎡ 計画変更の目的：一般住宅1棟建設 （他資料内容朗読説明） 昨今5条転用許可が頻繁に出されている今吉地区であり、本委員会では「第2種農地要件：宅地化の状況が著しい区域の隣接し、かつ、10ha未満」という事で転用やむなしの意見をつけている地区です。</p>

<p>是木会長</p>	<p>2件について、以上説明しました判定が想定される案件でありますのでその辺を考慮のうえご審議ください。</p> <p>事務局より説明がありました。議案4号の案件についてご意見をいただきたいと思います。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手お願いします</p>
<p>若山委員 事務局 若山委員</p>	<p>この農地だけで建売住宅6棟建設なのか？</p> <p>白地の榆生176番地6と併せての建売住宅6棟建設です。</p> <p>隣地の榆生178番地1の所有者は別なのか？ その場合隣地承諾はあるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>所有者は別の方です。隣地承諾については、同意があります。</p> <p>将来的には除外して転用の計画もあるようです。</p>
<p>是木会長</p>	<p>他に何かご意見はございませんか。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、議案第4号につきまして、除外に特段の問題なしということで、書面としては「農用区域からの除外については、周囲は住宅化が進み、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地及びまとまった集落に近接し、10ha未満の規模の農区域にある生産性の低い農地であり除外については支障ないものと認める」との意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第4号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思います。</p> <p>それでは、次に「議案第5号 平成26年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局説明お願いいたします。</p> <p>2月4日開催の吉富町耕耘料等利用料協議会にて審議いただいた平成26年度案の承認を願いたく上程しています。</p> <p>(P32から議案、利用料(案)について朗読説明)</p> <p>今回協議会の中で色々なご意見もありましたが、前年度と同様ということになりました。よろしくご審議ください。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。議案5号の案件についてご意見をいただきたいと思います。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手お願いします</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第5号 平成26年度吉富町耕耘料等利用料」については承認することと決めます。</p>

事務局	<p>ご承認いただいた「耕耘料等利用料」については3月号広報、町のホームページ及び農家に回覧でお知らせしたいと思います。</p> <p>次に報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。2件の報告です。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>番号1の案件は、持分放棄によって土地を取得したという案件です。M. Tさんの持分放棄によって農地の所有権を取得したM. Sさんの届出の報告です。</p> <p>番号2の案件は、相続によって土地を取得したという案件です。Y. Sさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>では、次にその他の項目「農業委員会総会日程の年間計画について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>総会の開催日・公開である旨の周知をするための事前に年間計画を決定するためのものです。原則毎月25日締め切りの翌月の10日総会を基本とし、休日の場合は締め切りを休日明け、総会は休日前のより多くの委員が出席できる日として金曜日はずした日としています。</p> <p>また、12月と1月は事務局及び県の事務処理の都合で設定しています。計画としては是非これで願えればと考えています。前月の総会時に再度確認をいたしますので、欠席多数が想定される場合については、臨機応変対応したいと考えています。</p>
是木会長	<p>委員の皆さんそういうことでよろしく願います。</p> <p>それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>国の目標により、福岡県及び福岡県農業会議より女性農業委員の登用に関する要望書の提出がありました。女性が一人も登用されていない組織を次回の役員改選時において解消とすることとなっています。</p> <p>1月30日に行橋農林事務所農業振興課、2月4日に福岡県農業会議及び福岡県女性農業委員の会の会長が来庁され、町長は不在でしたが議長へのお願いがありました。</p> <p>本町においては、平成26年7月19日に農業委員さんの改選となります。その時に議会推薦等含めて解消していきたいと考えています。</p>
各委員 是木会長	<p>(各地区内での情報交換)</p> <p>その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>

事務局 各委員 是木会長	<p>予定どおり、3月10日（月）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、これもちまして平成26年第2回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時45分 閉会</p>
--------------------	---